

2013.10

PL Report <2013 No.7>

国内の PL 関連情報

製品安全に関する経済産業省とインターネット・ショッピング・サイトの協力拡大

(2013 年 8 月 1 日 経済産業省ホームページ)

経済産業省は、近年、インターネットによるオークション・ショッピングサイトを活用した製品の販売が拡大していることに鑑み、新たに、アマゾン ジャパン株式会社（以下、アマゾン）と製品安全関連 4 法遵守及びリコールの実効性確保に向けた情報提供等に関して協力することになった旨を発表した。これは、平成 24 年度にオークション・ショッピングサイト 5 社（*）との協力体制を構築したことに続くもので、インターネット販売における安全な製品の流通に向けての取り組みを一層拡大することとなった。

協力の内容は、

- ①アマゾンはインターネット・ショッピング・サイトの出品者に対し、製品安全関連法制遵守および注意喚起に関する情報を掲載すること。
- ②アマゾンは経済産業省が行う出品者に対する調査・違反对応へ協力をする。
- ③経済産業省は、リコールに関する情報をアマゾンに提供し、アマゾンは経済産業省から提供された情報を元に、必要に応じて利用者及び出品者に周知すること。
- ④両者の間に連絡窓口を設置し、連絡会を開催すること。

（*）5 社とは、（株）ディ・エヌ・エー、（株）モバオク、ヤフー（株）、楽天（株）及び楽天オークション（株）

ここがポイント

製品調達（完成品、部品を問わず）のグローバル化と P B（プライベート・ブランド）の普及等を背景に、製品の安全確保における流通事業者の責任と影響力は近年急速に拡大しています。この動きに合わせて、経済産業省が、関連事業者の自主的な製品安全確保の取り組み支援のために、本年 7 月 1 日に「製品安全に関する流通事業者向けガイド」および「同ガイドの解説」を作成・公開※したことは周知の通りです。

※経済産業省ホームページ「製品安全ガイド（事業者のみなさまへ）」にて掲載・公表

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/ryutsuguide.html

また、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）では、2010 年 7 月に（株）ビックカメラと製品安全活動の協力に関する協定を締結し、製品事故情報収集、製品安全への取組体制強化、啓発活動や人材育成に関する協力等を推進していることも良く知られています。

流通業界においても、インターネットを利用して製品を販売するビジネスモデルは、対面販売を行わない、取扱製品と購入者が多岐・広範囲にわたる、販売活動の多くを顧客情報管理システム/データに大きく依拠している等、他の業態に比べて際立った特徴があります。経済産業省との協力体制の構築はこれらの特徴を踏まえ、例えば、

- ・「対面販売をしないため、顧客を直接確認して安全情報を伝えることができない」というデメリットを“出品者に対する法令遵守の周知、調査・違反对応”により調達品そのものの安全を確保することで補完する。

- ・「顧客情報管理システム/データを構築している」というメリットを“リコール情報の提供・周知”に有効に活用できる。

等の効果が期待されます。

わが国においては、製品の安全性は、従来、基本的には行政が法令・強制規格を制定し特に製造・輸入事業者が中心となってこれらを遵守する、という流れの中で確保されてきましたが、冒頭に述べたように最近の市場の変化に伴い、製品の安全性確保の観点からも流通事業者の果たす役割の重要性は増しています。また、本誌先月号で取り上げた技術基準の性能規定化の動きにも見られるように、急速な技術進歩と製品の多様化に伴い、行政が全製品について技術的詳細まで規制することに限界があることが明らかとなってきています。

以上の点を踏まえると、法令・規格を遵守し行政に従っていればよいという考えから脱却し、サプライチェーンを構成する各事業者がより一層の製品の安全確保に自主的に取り組むとともに、行政を含むステークホルダーと緊密な協力体制を構築することが求められます。

株式会社ニチイ学館、車椅子整備士 2 割増員、レンタル利用増加に対応

(2013 年 8 月 21 日 日経産業新聞)

㈱ニチイ学館は車椅子を点検する「車椅子安全整備士」※の有資格社員を現在より 2 割程度増やす計画を発表した。

介護保険制度に基づく福祉用具の貸与と購入に関しては、介護サービスが受けられる対象品目がそれぞれ定められている。現在、福祉用具の貸与では 12 品目、福祉用具の購入では 5 品目が対象となっており、「要介護 1～5」に認定されると介護保険が適用される。レンタルの場合は車椅子などの対象福祉用具を一部費用負担で利用することができる。

㈱ニチイ学館は今後のレンタル利用者の増加に対応し、取扱製品の安全性など品質を確保する体制を整え、介護用ベッドや車椅子、手すりなどのレンタル品を回収し、消毒や洗浄、安全整備を行い、地域のレンタル店を通じ、再び貸し出しや販売を行う。

※車椅子安全整備士：車椅子（手動車椅子標準形）の点検整備と安全利用の指導について専門的な技能を持ち、車椅子安全整備制度推進の中心的な役割を果たす技術者として日本福祉用具評価センターが認定する民間資格。現在、全国で 411 名が取得。

ここがポイント

車椅子を含む福祉用具の事故は、近年多数発生しています。（例えば、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）の集計によると、2007 年 5 月 14 日から 2011 年 12 月 6 日までの間に、消費生活用品安全法上の重大製品事故が、介護ベッドで 22 件、車椅子で 12 件発生。）

これらの福祉用具は、介護保険による貸与と購入の二つの使用方法が代表的です。厚生労働省の「介護給付費実態調査月報（2013 年 6 月審査分）」のデータによると、福祉用具貸与の利用者は介護サービス受給者の約 3 分の 1（35.6%）を占め、同時に在宅サービス受給者の約 50%を占めています。

超高齢社会（総人口に占める概ね 65 歳以上の老年人口が全人口の 21%を超えた状態）を迎え、福祉用具の使用は今後も継続して増加することが予想されています。「高齢社会白書」（平成 24 年版）によると、総人口が減少するなかで高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2060 年には 39.9%に達し、総人口に占める 75 歳以上人口の割合も、2060 年には 26.9%になると推計されています。

福祉用具を使用する環境は、使用者が健常者でないことや、操作を介護の担当者が行う場合があるなど複雑です。特にレンタルの場合、同一製品を複数の使用者が繰り返し使用することになるため、貸し出し時に点検と必要な整備を行った上、十分な品質と使用上の安全性

が確保できる製品を使用者に提供するとともに、安全な使用・取扱方法、メンテナンス方法等について、顧客(家族や介護担当者を含む)へ適切な情報提供をすることが求められます。

車椅子等福祉用具による事故を防ぐ観点から、福祉用具の取扱事業者においては、福祉用具について十分な知識・スキルを備えた人材を養成・確保するとともに、適切な点検・整備のための社内基準等を定めた上で、必要な点検・整備や顧客への情報提供を確実に実施するための取組が重要となります。

消費者庁、「カシューナッツ」「ごま」を食物アレルギー表示の推奨品目に追加

(2013年9月20日 消費者庁ホームページ)

9月20日、消費者庁は、食品表示部会での検討結果を踏まえて、新たに「カシューナッツ」「ごま」を食物アレルギー表示の推奨品目に追加したことを自治体等へ通知した。2014年8月31までに、当該2品目の表示に努めるよう指導する。

なお、アレルギー物質を含む食品の表示基準については、概ね3年ごとに食物アレルギーによる健康被害の実態調査等を行い、その結果に基づき、表示される特定原材料等※の見直し等を行っている。

※特定原材料等には表示義務のある特定原材料(※1)と、表示を推奨する特定原材料に準ずるもの(※2)とがある。

※1 特定原材料(7品目): えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

※2 特定原材料に準ずるもの(18品目): あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

ここがポイント

今回の通知により、アレルギー表示が推奨される原材料がさらに追加されることとなりますが、今回の通知を契機として、食品関連事業者は、自社製品の原材料や複合原材料、食品添加物等への「カシューナッツ」「ごま」の使用有無を確認し、また、取引先に対しても加工食品の原材料表示の見直し等を要求するなど、自社のアレルギー表示対応について改めて点検の上、見直しの必要性を検討することが期待されます。

中でも留意すべきは、調達先から仕入れる複合原材料[2種類以上の原材料を使用して加工食品(例えば、合挽肉団子など)にした場合]の表示です。複合原材料の場合であっても特定原材料等を使用していれば括弧書きで加工食品に表示する必要があります。しかし、調達先からの情報不足により、記載されるべき特定原材料等の表示が漏れたことが原因で製品回収に至るケースが散見されます。

そこで、複合原材料における特定原材料等の表示漏れを防ぐために、調達先に対して以下の確認を行い、しかるべき表示を行う必要があります。

①調達先に食物アレルギー表示への当該品目追加や原材料表記のルール(消費者庁策定の加工食品品質表示基準)等の情報共有を行う。

②その上で、調達先から製品仕様書(商品カルテ)等を取付け、複合原材料における当該品目の使用有無を確認する。

なお、当該複合原材料において特定原材料等が使用されない場合であっても、調達先の工場においてコンタミネーションの可能性があれば、注意喚起表示(本品製造工場では、〇〇を含む製品を製造しております等)を行うことが求められます。

食品関連企業にあつては、今回の通知を契機に、食物アレルギーに関する食品表示対策にも力点を置いた管理態勢の強化が望まれます。

海外の PL 関連情報

CPSC が製品安全自主基準の策定に積極的に関与する旨の方針を公表

CPSC (米国消費者製品安全委員会) は、本年 9 月 20 日、原案※を文書として発表する形で、CPSC のスタッフが業界等における製品分野ごとの自主基準等の策定に際して、従来よりも積極的に関与し、主導的な役割を果たす方針について公表するとともに、関係団体等に対し、10 月 21 日を期限として意見 (パブリックコメント) を求めた。

※ Commission Participation and Commission Employee Involvement in Voluntary Standards Activities
16 CFR Part 1031, Notice Proposed Rulemaking, Comment Request

<http://www.cpsc.gov/en/Regulations-Laws--Standards/Federal-Register-Notices/2013/Commission-Participation-and-Commission-Employee-Involvement-in-Voluntary-Standards-Activities-Proposed-Rulemaking/>

ここがポイント

自主基準策定への CPSC の関与については、昨年 5 月に公表された米国会計検査院 (GAO) のレポートにおいて、製品安全政策の実効性を高める観点から、CPSC として製品分野ごとの自主基準等の策定に積極的に関与すべきである旨、指摘を受けたことについて、本誌 2012 年第 4 号で取り上げたとおりです。

その際も指摘しましたが、自主基準に法的拘束力はないものの、CPSC は、特定の製品について自主基準に照らし重大なハザードと見なし、強制力のある行政措置につながることもあり、自主基準は CPSC の製品安全政策上重要な位置を占めています。(例：引き締め紐のある子供向け上着、漏電遮断器のないドライヤーの輸入禁止措置等)

現在は、CPSC として独立性確保や公正性の観点から、CPSC 内規則により、自主基準策定プロセスにおいて CPSC のスタッフは、製品事故・リコールの統計データ等の分析に基づく技術的なアドバイス等を行うにとどまり、業界等の会合への出席、基準策定のための投票に参加するなど主導的な役割を果たすことは禁止されています。今回の方針は、これらの規制を大幅に緩和し、CPSC のスタッフがより積極的に自主基準策定に関与することを企図するものであり、本方針については、パブリックコメントを踏まえ、具体的な関与の範囲や程度を含め CPSC 内で議論がなされた上、最終方針が決定される予定です。

今回の方針公表は、直接的には昨年 5 月の GAO レポートにおける指摘に対応したものと考えられますが、公表文書の中で CPSC は、今回の方針の背景として、あわせ次のような点を指摘しています。

- ・ 2008 年の CPSIA (消費者製品安全性改善法) において、特に子供用製品について、自主基準を確立した上、それをベースに強制規格化を進める方向性が示されていること
- ・ 議会において、政府機関に対し、自主基準策定団体において検討された技術基準の積極的な、政府機関による技術基準策定への積極的な関与を求めていること

今回の方針は、GAO レポート等を契機に、CPSC として従来からの懸案である製品安全政策の一層の強化を図るための一つのステップとも考えられ、今後の行方が注目されます。

米国の民間団体が CPSC の事故情報データベースの分析レポートを公表

米国の民間団体である Kids in Danger (KID) ※1 は、本年 8 月、CPSC (米国消費者製品安全委員会) の事故情報データベース (SaferProduct.gov) ※2 について、子供又は子供用製品に関連した事故を中心に、同データベースに登録された実際の事故レポートをもとに分析したレポート※3 を公表した。分析の結果、事故のうちの 17% がリコール対象製品によるもので、うち 72% がリコール実施後に発生するなど、リコールの遅れや周知不足が事故につながっていることが明らかとなった。

※1 製品事故等からの子供の保護、危険な子供用製品に関する啓発等を目的とする米国の民間非営利団体

※2 CPSC が WEB 上で運営する製品事故情報等に関する公開データベース (2011 年 3 月開始) であり、製品事故の被害者等が事故情報を書き込むことができ、書き込まれた事故情報は製造事業者へ通知され、一定期間内 (通知後 10 日以内) に製造事業者がコメントを付することが可能。

※3 Two Year Check-Up: SaferProducts.gov

http://www.kidsindanger.org/SaferProducts.gov_Report/SaferProducts.gov_Report.pdf

ここがポイント

本レポートは、KID が 2011 年 3 月 1 日から 2013 年 7 月 3 日までにデータベースに掲載された 14,341 件の事故レポートを対象に、子供又は子供用製品に関連した事故レポートをピックアップし分析するとともに、並行して事故製品に関するリコールの公表有無、内容を調査・分析したものです

本レポートでは分析結果の一部として、例えば、次のような点を指摘しており、事故レポート (特にリコールとの関係) について示唆に富む内容が含まれています。

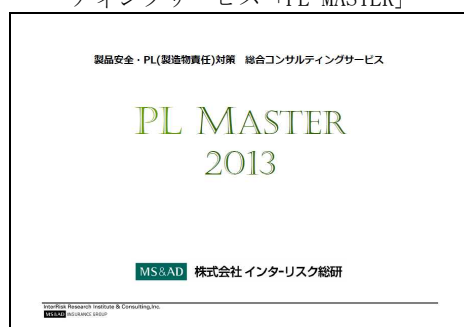
- ・全事故レポートの約 19% (2,675 件) が子供用製品に関わるものであり、うち 45% が 3 歳以下の乳幼児向け育児用製品、22% が玩具、13% がアウトドア・スポーツ製品による事故である。
- ・17% (456 件) がリコール対象製品に係る事故であり、うち 72% がリコール開始後に事故が発生しており、多くの消費者が事故にあってはじめてリコールの事実を認知している。
- ・リコール措置として配布した補修キットに関連した事故も 10 件あり、補修キットによるリコール対応は有効でないことが表れている。
- ・リコール製品関連の事故レポートのうち 44% に対して製造事業者がコメント等を記入しているが、うち 34% の事業者が関連したリコールの事実についてふれていない。
- ・子供用製品以外の一般製品 (大型電化製品、家具等) で子供に危害を与えた事故のレポートも 400 件に達した。

CPSC がリコール政策を強化 (事業者へのリコール要請早期化、罰則強化等) する一方、依然として各団体から CPSC に対して、消費者へのリコール情報の効果的な伝達や回収率の向上等を含め、リコール効率性 (recall effectiveness) の改善への取組が十分でないとの批判があることは、これまで本誌で報じてきたとおりです。今回のレポートは、実際の事故レポートとリコールデータを照らし合わせることで、こういった批判を裏付ける新たなデータを具体的に示したものであり、今後の CPSC によるリコール政策を含む製品安全政策への影響が注目されます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサル
ティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 コンサルティング第一部 CSR・法務第一・第二グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2013